# 兵庫県公報

令和元年10月7日 月曜日 号 外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条   例	ページ
○ 会計年度任用職員の給与等に関する条例(人事課)	6
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(同)	10
○ 公文書等の管理に関する条例(文書課)	16
○ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	23
○ 卸売市場条例を廃止する等の条例(消費流通課)	24
○ 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(水大気課)	24
○ 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○ 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例(企業庁水道課)	28

#### 公布された法令のあらまし

### ●会計年度任用職員の給与等に関する条例(条例第8号)

1 趣旨

この条例は、地方公務員法に規定する会計年度任用職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する 法律に規定する職員をいう。以下同じ。)を除く。)の給与、費用弁償、勤務時間、休暇等に関して必要な事 項を定めることとした。

- 2 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当
  - (1) 報酬等

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(企業職員及び単純な労務に雇用される者(地方公務員法に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)を除く。以下「第1号会計年度任用職員」という。)に対し、報酬、費用弁償及び期末手当を支給することとした。

- (2) 報酬
  - ア 報酬の種類は、基本報酬及び加算報酬とすることとした。
  - イ 基本報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次のとおりとすることとした。
    - (7) 月額による基本報酬の額 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者(企業職員及び単純な 労務に雇用される者を除く。以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給料月額の例により算定した額(以下このイにおいて「基礎月額」という。)に、5(3)の人事委員会規則で定める1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額
    - (f) 日額による基本報酬の額 基礎月額を21で除して得た額に、5(3)の人事委員会規則で定める1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
    - (\*) 時間額による基本報酬の額 基礎月額を162.75で除して得た額
  - ウ 加算報酬の額は、第2号会計年度任用職員の地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当の算定方法の例に準じて、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とすることとした。
  - エ 勤務時間中に勤務しない場合においては、第2号会計年度任用職員の給与の減額の例に準じて、勤務 しない時間1時間について人事委員会が定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する こととした。
- (3) 報酬の支給方法
  - ア 日額又は時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までの期間に係る分を、翌月の10日までに支給することとした。
  - イ 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員の報酬の支給日については、第2号会計年度任用職員の給与の支給日の例によることとした。

#### (4) 費用弁償

- ア 第1号会計年度任用職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給することとした。
- イ 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食事料及び死亡手当とし、その額は、第1号会計年度任用職員が、任命権者がその者の基本報酬の額を考慮し、人事委員会と協議して定める級(職員の給与等に関する条例(以下「職員給与条例」という。)の行政職給料表に定める職務の級をいう。)の職務にあるものとして、職員等の旅費に関する条例(エにおいて「旅費条例」という。)の規定を適用した場合においてその者の受けるべき旅費の額に相当する額とすることとした。
- ウ 外国旅行の場合においては、任命権者が人事委員会と協議して、イの旅費に代え、外国旅行手当を旅 費として支給することができることとした。
- エ アからウまでのほか、旅費の支給については、旅費条例の規定を準用することとした。
- (5) 期末手当

期末手当は、第1号会計年度任用職員のうちその任期(人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間を含む。3(2)イにおいて同じ。)が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間として人事委員会規則で定める時間が15時間30分以上である者に対して、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給の例に準じて、人事委員会規則で定めるところにより支給することとした。

(6) 報酬及び期末手当の特例

第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員との均衡を失すると認められる場合その他特別の事情がある場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額をその者の報酬及び期末手当の額とすることができることとした。

- 3 第2号会計年度任用職員の給与
  - (1) 職務の級

職務の級は、次のアからウまでに掲げる第2号会計年度任用職員の区分に応じ、当該アからウまでの級とすることとした。

- ア 職員給与条例の行政職給料表、研究職給料表又は看護職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員 それぞれの給料表に定める2級
- イ 職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員 当該給料表に定める1級
- ウ 公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「教育職員給与条例」という。)の高等学校教育職給料表 表又は中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員 それぞれの給料表に定める1級又は2級
- (2) 職員給与条例の適用除外等
  - ア 第2号会計年度任用職員(教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者を除く。イにおいて「第2号 一般会計年度任用職員」という。)が勤務時間中に勤務しない場合においては、超勤代休時間、休日、年 次休暇及び特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)の期間その他人事委員会規則で定める場合 における人事委員会規則で定める期間を除き、勤務しない時間1時間について人事委員会が定める勤務 時間1時間当たりの給与額を減額して支給することとした。
  - イ 第2号一般会計年度任用職員には、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、寒冷地手当、 管理職員特別勤務手当、期末手当(任期が6月未満の者に限る。)及び勤勉手当は支給しないこととした。 ウ 第2号一般会計年度任用職員には、休職の期間中の給与を支給しないこととした。
- ③ 第2号教育会計年度任用職員の給与の減額
  - ア 第2号会計年度任用職員のうち、教育職員給与条例第2条第1項各号に掲げる者に該当する者(以下「第2号教育会計年度任用職員」という。)が、勤務時間中に勤務しない場合においては、(2)アと同様に、勤務しない時間1時間について勤務時間1時間当たりの給与額を減額して支給することとした。
  - イ アの勤務時間1時間当たりの給与額は、給料(教職調整額を除き、給料の調整額を含む。)の月額及び これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数値 で除して得た額とすることとした。
- (4) 第2号教育会計年度任用職員の超過勤務手当

第2号教育会計年度任用職員の超過勤務手当については、職員給与条例の規定の例により支給することとした。

- (5) 教育職員給与条例の適用除外等
  - ア 第2号教育会計年度任用職員には、教職調整額を支給しないこととした。
  - イ 第2号教育会計年度任用職員には、(2)イの手当を支給しないこととした。
  - ウ 第2号教育会計年度任用職員には、休職の期間中の給与を支給しないこととした。
- (6) 退職手当

退職手当の支給対象となる職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った第2号会計年度任用職員で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについて、退職手当の支給対象となる職員とみなして、退職手当を支給することとした。

- 4 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準
  - (1) 単純な労務に雇用される者のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類を、 給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、 夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とすることとした。
  - (2) 単純な労務に雇用される者のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類を、 給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む。)又はへき地手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、宿 日直手当、期末手当及び退職手当とすることとした。
- 5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等
  - (1) 介護休暇

第2号会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)が介護休暇を取得することができる期間 を、93日を超えない範囲内で指定する期間とすることとした。

(2) 介護時間

人事委員会規則で定める者を除き、第2号会計年度任用職員は、介護時間を取得することができることとした。

- (3) 第1号会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定めることとした。
- 6 雑則

この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

- ●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第9号)
- 1 職員の給与等に関する条例の一部改正
  - (1) 1週間当たりの勤務時間が常勤の職員に比し短い時間である会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)を職員の定義から除外することとした。
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人の失職に係る規定を削除することとした。
- 2 職員等の旅費に関する条例の一部改正

旅費の支給の対象となる職員に、1週間当たりの勤務時間が常勤の職員と同一である会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)を追加することとした。

- 3 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正
  - (1) 第1号会計年度任用職員を職員の定義から除外することとした。
  - ② 成年被後見人及び被保佐人の失職に係る規定を削除することとした。
- 4 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
  - (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合等における会計年度任用職員の休職の期間は、地方公務員 法の規定により任命権者が定める任期の範囲内とすることとした。
  - (2) 会計年度任用職員には、休職の期間中の給与は支給しないこととした。
- 5 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 成年被後見人及び被保佐人の失職に係る規定を削除することとした。
- 6 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正
  - (1) 会計年度任用職員は、退職手当の支給対象となる職員としないこととした。
  - ② 6箇月以内の期間を定めて雇用される者の退職手当に係る規定を削除することとした。
  - (3) 成年被後見人及び被保佐人の失職に係る規定を削除することとした。

7 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

減給は、報酬が支給される第1号会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員の給与等に関する条例に規定する基本報酬の額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずることとした。

- 8 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 改正
  - (1) 会計年度任用職員の給与の種類及び基準
    - ア 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とすることとした。
    - イ 第2号会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とすることとした。
    - ウ ア及びイの給与は、その職務と責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したものとすることとした。
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人の失職に係る規定を削除することとした。
- 9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 地方公務員法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。
- 10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 非常勤職員の勤務時間、休暇等に係る規定を削除することとした。
- 11 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 人事行政の運営の状況として報告を行う事項に、第2号会計年度任用職員の任用の状況を追加することと
- 12 職員の子育て支援に関する条例の一部改正
  - (1) 育児休業をすることができない職員

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育休法」という。)の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育休任期付職員」という。)及び次に掲げる会計年度任用職員その他の非常勤職員(短時間勤務職員(育休法の規定により採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「会計年度任用職員等」という。)以外の会計年度任用職員等は、育児休業をすることができないこととした。

- ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員等
  - (7) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員等
  - (4) 養育する子(育休法に規定する子をいう。以下同じ。)の1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月 到達日」という。)((3)の場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員等
  - (\*) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員等
- イ (2) ウに掲げる場合に該当する会計年度任用職員等(その養育する子の1歳に達する日(以下「1歳 到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員等がする育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている会計 年度任用職員等に限る。)
- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- ② 会計年度任用職員等の育児休業の期間の末日となる日

会計年度任用職員等の育児休業の期間の末日となる日は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該アからウまでの日とすることとした。

- ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日
- イ 会計年度任用職員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育休法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該会計年度任用職員等が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育

児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子の1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員等が勤務時間条例の規定、勤務時間条例に規定する人事委員会規則の規定その他の規定による産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- ウ 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員等がイに掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員等の配偶者がイに掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこのウに掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6箇月到達日
  - (7) 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員等がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
  - (f) 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
- (3) 会計年度任用職員等の子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合

会計年度任用職員等の子の養育の事情を考慮して当該子の2歳に達する日までの育児休業を取得することが特に必要と認められる場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの(3)の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のア又はイのいずれにも該当するときとすることとした。

- ア 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている 場合又は当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をして いる場合
- イ 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と 認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
- (4) 再度の育児休業をすることができる特別の事情に、次に掲げる事情を加えることとした。
  - ア (2) ウに掲げる場合に該当すること又は(3)に該当すること。
  - イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等が、当該育児 休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き 採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日 とする育児休業をしようとすること。
- (5) 任命権者は、育休任期付職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該育休任期付職員の同意を得なければならないこととした。
- (6) 育児短時間勤務をすることができない職員は、育休任期付職員とすることとした。
- (7) 育児部分休業をすることができない職員に、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員を追加することとした。
  - ア 在職期間が1年以上である会計年度任用職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員

- (8) 第1号会計年度職員が取得することができる育児部分休業の時間を定めることとした。
- 13 職員の退職管理に関する条例の一部改正 地方公務員法の引用条文を改めることとした。

#### ●公文書等の管理に関する条例(条例第10号)

各実施機関を通じた統一的な規範として公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、適正な公文書等の管理を今後も確保し、県行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び独立行政法人等の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするため、この条例を定めることとした。

# ●兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第11号)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、 成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利制限に係る措置の適正化等が図られることを踏まえ、年金管理者 の欠格条項について所要の整備を行うこととした。

#### ●卸売市場条例を廃止する等の条例 (条例第12号)

卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場の開設が知事の許可制から認定制に変更されることに伴い、地方卸売市場の開設の許可に係る手続等に関して必要な事項を定める条例を廃止するとともに、地方卸売市場の認定の申請に係る手数料を定める等、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 卸売市場条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例
- 3 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例

#### ●環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)

豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、県の施策の実施に関する事項並びに事業者及び県民の責務を明記するとともに、瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理等に関して必要な事項を定めることとした。

#### ●警察手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 道路交通法施行令の一部改正により、公安委員会がやむを得ないと認める事情があった運転免許証の特定 失効者に係る運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料の標準額並びに運転免許証再交付手数料の標準 額がそれぞれ引き下げられることに伴い、これらの手数料の額を見直すこととした。
- 2 道路交通法の一部改正により、運転免許証の更新を受けなかった者についても公安委員会に対し運転経歴 証明書の交付を申請することができるものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

#### ●兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例 (条例第 15 号)

令和2年度から令和5年度までの料金算定期間の収支の見込みに基づき、兵庫県水道用水供給事業の給水料金のうち、基本料金を改定することとした。

条 例

会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第8号

#### 会計年度任用職員の給与等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 (第2条-第7条)
- 第3章 第2号会計年度任用職員の給与(第8条―第14条)
- 第4章 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準(第15条)
- 第5章 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等(第16条)
- 第6章 雑則 (第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(企

業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)を除く。)の給与、費用弁償、勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。 第2章 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(企業職員及び単純な労務に雇用される者(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)を除く。以下この章及び第5章において「第1号会計年度任用職員」という。)に対し、報酬、費用弁償及び期末手当を支給する。

(報酬)

- 第3条 第1号会計年度任用職員の報酬の種類は、基本報酬及び加算報酬とする。
- 2 前項の基本報酬(以下「基本報酬」という。)は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次に掲げる額とする。
  - (1) 月額による基本報酬の額 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者(企業職員及び単純な労務に雇用される者を除く。第14条第2項第2号を除き、以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給料月額の例により算定した額(以下この項において「基礎月額」という。)に、第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額
  - ② 日額による基本報酬の額 基礎月額を21で除して得た額に、第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
  - (3) 時間額による基本報酬の額 基礎月額を162.75で除して得た額
- 3 第1項の加算報酬の額は、第2号会計年度任用職員の地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当の算定方法の例に準じて、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とする。
- 4 第1号会計年度任用職員が第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める勤務時間中に勤務しない場合においては、第2号会計年度任用職員の給与の減額の例に準じて、その勤務しない時間1時間について人事委員会が定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

- 第4条 日額又は時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までの期間に係る分を、翌月の10日までに支給する。
- 2 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員の報酬の支給日については、第2号会計年度任用職員 の給与の支給日の例による。

(費用弁償)

- 第5条 第1号会計年度任用職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。
- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食事料及び死亡手当とし、その額は、第1号会計年度任用職員が、任命権者がその者の基本報酬の額を考慮し、人事委員会と協議して定める級(職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。)第8条第1号の行政職給料表に定める職務の級をいう。)の職務にあるものとして、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号。第4項において「旅費条例」という。)の規定を適用した場合においてその者の受けるべき旅費の額に相当する額とする。
- 3 外国旅行の場合においては、任命権者が人事委員会と協議して、前項の旅費に代え、外国旅行手当を旅費 として支給することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、旅費の支給については、旅費条例の規定を準用する。 (期末手当)
- 第6条 期末手当は、第1号会計年度任用職員のうちその任期(人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間を含む。)が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間として人事委員会規則で定める時間が15時間30分以上である者に対して、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給の例に準じて、人事委員会規則で定めるところにより支給する。

(報酬及び期末手当の特例)

第7条 第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員との均衡を失すると認められる場合その他特別の事情がある場合には、第3条及び前条の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定める額をその者の報酬及び期末手当の額とすることができる。

第3章 第2号会計年度任用職員の給与

(職務の級)

- 第8条 第2号会計年度任用職員の職務の級は、次の各号に掲げる第2号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める級とする。
  - (1) 職員給与条例第8条第1号の行政職給料表、同条第2号の研究職給料表又は同条第4号の看護職給料表 の適用を受ける第2号会計年度任用職員 それぞれの給料表に定める2級
  - ② 職員給与条例第8条第3号の医師・歯科医師職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員 当該給料表に定める1級
  - (3) 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員給与条例」という。)第8条第1項第1号の高等学校教育職給料表又は同項第2号の中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員 それぞれの給料表に定める1級又は2級

(職員給与条例の適用除外等)

- 第9条 第2号会計年度任用職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者を除く。次項並びに第13条第1項及び第2項第2号において「第2号一般会計年度任用職員」という。)には、職員給与条例第6条の2、第10条、第15条、第16条、第16条の5、第17条の2、第17条の3、第20条、第24条の2、第24条の3、第26条及び第41条の規定は、適用しない。
- 2 第2号一般会計年度任用職員の給与に係る職員給与条例の規定の適用については、職員給与条例第6条中「次に掲げる」とあるのは「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる」と、同条第5号中「特別休暇」とあるのは「特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)」と、職員給与条例第14条中「次に掲げる」とあるのは「第1号の2、第2号、第3号、第4号から第5号まで、第7号から第9号まで、第10号及び第12号に掲げる」と、職員給与条例第16条の4第2項及び第3項中「場合」とあるのは「場合(人事委員会規則で定める場合を除く。)」と、職員給与条例第25条第1項中「在職する職員」とあるのは「在職する職員(その任期(人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間を含む。)が6月以上の者に限る。以下この条から第25条の3までにおいて同じ。)」とする。

(第2号教育会計年度任用職員の給与の減額)

- 第10条 第2号会計年度任用職員のうち、教育職員給与条例第2条第1項各号に掲げる者に該当する者(以下「第2号教育会計年度任用職員」という。)が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する正規の勤務時間中に勤務しない場合においては、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間について勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
  - (1) 勤務時間条例第12条に規定する休日(勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した第2号教育会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)
  - ② 勤務時間条例第15条に規定する年次休暇の期間
  - ③ 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間
  - (4) 勤務時間条例第17条又は職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)第24条に規定する特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)の期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、第2号教育会計年度任用職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な理由があるものとして人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める期間
- 2 前項の勤務時間1時間当たりの給与額は、給料(教職調整額を除き、給料の調整額を含む。)の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数値で除して得た額とする。

(第2号教育会計年度任用職員の超過勤務手当)

第11条 第2号教育会計年度任用職員の超過勤務手当については、職員給与条例第22条の規定の例により支給する。

(教育職員給与条例の適用除外等)

- 第12条 第2号教育会計年度任用職員には、教育職員給与条例第5条、第5条の2、第13条の3、第17条、第 18条、第18条の4、第19条の2、第20条、第25条、第27条の2、第29条及び第40条の規定は、適用しない。
- 2 第2号教育会計年度任用職員の給与に係る教育職員給与条例の規定の適用については、教育職員給与条例 第16条中「次に掲げる手当」とあるのは「第2号、第4号、第5号、第7号から第10号まで、第12号、第13

号、第14号及び第16号に掲げる手当並びに超過勤務手当」と、教育職員給与条例第18条の3第2項及び第3項中「場合」とあるのは「場合(人事委員会規則で定める場合を除く。)」と、教育職員給与条例第28条第1項中「在職する職員」とあるのは「在職する職員(その任期(人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間を含む。)が6月以上の者に限る。以下この条から第28条の3までにおいて同じ。)」とする。(退職手当)

- 第13条 第2号一般会計年度任用職員のうち、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「職員退職手当条例」という。)第1条に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの(以下この条において「特定第2号会計年度任用職員」という。)は、職員退職手当条例第1条に規定する職員とみなして、職員退職手当条例の規定(次に掲げる規定を除く。)を適用する。
  - (1) 職員退職手当条例第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分
  - (2) 職員退職手当条例第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分
- 2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる 期間は、職員退職手当条例第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
  - (1) 特定第2号会計年度任用職員 その者の前項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
  - (2) 特定第2号会計年度任用職員以外の第2号一般会計年度任用職員のうち、前項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員退職手当条例第1条に規定する職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その同条に規定する職員となる前の引き続いて勤務した期間
- 3 職員退職手当条例第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、特定第2号会計年度任用職員に相当する同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 第2項の規定は、職員退職手当条例第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等であった特定第2号会計年度任用職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。
- 第14条 第2号会計年度任用職員(兵庫県教育委員会事務局又は県立学校の第2号会計年度任用職員で教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する者に限る。次項第2号において同じ。)のうち、公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。)第1条に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの(以下この条において「特定第2号会計年度任用職員」という。)は、学校職員退職手当条例第1条に規定する職員とみなして、学校職員退職手当条例の規定(次に掲げる規定を除く。)を適用する。
  - (1) 学校職員退職手当条例第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分
  - (2) 学校職員退職手当条例第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分
- 2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる 期間は、学校職員退職手当条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
  - (1) 特定第2号会計年度任用職員 その者の前項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
  - (2) 特定第2号会計年度任用職員以外の第2号会計年度任用職員のうち、前項に規定する勤務した月が引き 続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて学校職員退職手当条例第1条に規定する職員となり、通 算して12月を超える期間勤務した者 その同条に規定する職員となる前の引き続いて勤務した期間
- 3 学校職員退職手当条例第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、 特定第2号会計年度任用職員に相当する同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期

間を含むものとする。

4 第2項の規定は、学校職員退職手当条例第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等であった特定第2号会計年度任用職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第4章 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準

- 第15条 単純な労務に雇用される者のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与に係る職員給与条例第39条の規定の適用については、同項中「及び第14条各号」とあるのは、「並びに第14条第1号の2、第2号、第3号、第4号、第4号の2、第7号から第9号まで及び第10号」とする。
- 2 単純な労務に雇用される者のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与に係る職員給与条例第39条の規定の適用については、同項中「及び第14条各号」とあるのは、「並びに第14条第1号の2、第2号、第3号、第4号から第5号まで、第7号から第9号まで、第10号及び第12号」とする。

第5章 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等

- 第16条 第2号会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に係る勤務時間条例の規定の適用については、勤務時間条例第18条第1項中「職員が」とあるのは「職員(人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。)が」と、「6月」とあるのは「93日」と、勤務時間条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員(人事委員会規則で定める者を除く。)」とする。
- 2 第1号会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める。

第6章 雜則

第17条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置

- 2 第13条第1項又は第14条第1項に規定する特定第2号会計年度任用職員(以下この項において「特定第2号会計年度任用職員」という。)以外の第2号会計年度任用職員のこれらの規定に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を特定第2号会計年度任用職員とみなす。この場合において、その者に対する職員退職手当条例第3条から第5条までの規定又は学校職員退職手当条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるとした場合に、同項の規定の適用を受けることができる者を含む。)に対する第13条第2項各号及び第14条第2項各号の規定の適用については、これらの規定中「12月」とあるのは、「6月」とする。

^^^^^

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第9号

#### 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。 第2条中「職員(」を「地方公務員(同法第22条の2第1項第1号に掲げる者、」に改める。

第8条第2項を削る。

第9条第1項中「給料表」を「第8条の給料表(以下「給料表」という。)」に改める。

第25条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第25条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第26条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」 を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。 第41条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

第42条を削り、第41条の2を第42条とする。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「の職員(」を「に属する地方公務員(」に改め、「企業職員」の右に「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。)及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者」を加え、「のうち、常勤の職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、同項第7号中「)子」を「)、子」に改め、同条第2項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。 目次中「第43条」を「第42条」に改める。

第2条第1項中「掲げる者」の右に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者を除く。)」を加える。

第8条第2項中「及び第42条」を削る。

第28条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第28条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第29条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」 を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第40条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第3項又は第5項の規定の」に改める。

第42条を削り、第43条を第42条とする。

(職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県職員」を「地方公務員」に改める。

第4条第1項中「、個々の場合について」を削り、同条に次の1項を加える。

4 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第 1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「地公法第22条の2第2項の 規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条第2項第1号中「職員(」を「地方公務員(」に改め、「次号」の右に「及び第4号」を加え、「)にあっては、職員の給与等に関する条例」を「) 職員の給与等に関する条例」に改め、同項第2号中「県職員」を「地方公務員」に、「にあっては、公立学校教育職員等の給与に関する条例」を「(これらの者のうち、第4号に掲げる者を除く。) 公立学校教育職員等の給与に関する条例」に改め、同項第3号中「にあっては、市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例」を「(これらの者のうち、次号に掲げる者を除く。) 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 会計年度任用職員 支給しない。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「、若しくは失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成25年法律第261号)」の右に「第22条の2第1項、」を加える。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第13条第1項中「(第10条に規定する者で同条ただし書の規定に該当しないものを除く。以下同じ。)」を削り、同条第17項中「この条例」を「この条」に改める。

第15条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第26条中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。 第1条中「)及び」を「)並びに」に、「第37条」を「第37条第1項」に改め、「(平成25年法律第261号)」の右に「第22条の2第1項、」を加える。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第26条中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和38年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。 第1条中「県職員」を「地方公務員」に改める。

第4条中「あつては、」を「あっては」に改め、「加算した額」の右に「、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)及び単純な労務に雇用される者(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。)を除く。)にあっては基本報酬の額」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正 する。

第13条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」 を削る。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第17条の3の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

- 第17条の4 企業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 企業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手 当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、 期末手当及び退職手当とする。
- 3 前2項の者の給与は、その職務と責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したものでなければならない

第18条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤の嘱託員等」に改め、同条中「で職員以外のもの」を「のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号) の一部を次のように改正する。

第1条中「県職員」を「地方公務員」に改める。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。 目次中「第25条」を「第24条」に改める。 第2条中「県職員」を「地方公務員」に改め、「企業職員」の右に「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)」を、「雇用される者」の右に「(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)」を加える。

第18条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第22条を削り、第5章中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年兵庫県条例第18号)の一部を次のように 改正する。

第19条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」 を削る。

第21条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

第24条の3の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

- 第24条の4 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
- 3 前2項の者の給与は、その職務と責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したものでなければならない。

第25条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤の嘱託員等」に改め、同条中「で職員以外のもの」を「のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年兵庫県条例第23号) の一部を次のように改正 する。

第2条中「占める職員」の右に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者」を加える。

(職員の子育て支援に関する条例の一部改正)

第14条 職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県職員」を「地方公務員」に改める。

第2条の2を第2条の3とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条の2 育休法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育休任期付職員」という。)
  - (2) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)その他の非常勤職員(短時間勤務職員(育休法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「会計年度任用職員等」という。)以外の会計年度任用職員等

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員等

- ⑦ 引き続き在職した期間(以下「在職期間」という。)が1年以上である会計年度任用職員等
- (4) その養育する子(育休法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)の1歳6箇月に達する 日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の5の規定に該当する場合にあっては、2歳に 達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること 及び職員に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員等
- (\*) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員等

- イ 第2条の4第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員等(その養育する子の1歳に達する日 (以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該会計年度任用職員等がする育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児 休業をしている会計年度任用職員等に限る。)
- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、 当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等 に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 2 前項第2号ア(ア)に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第2条の3の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員等の育児休業の期間の末日となる日)

- 第2条の4 育休法第2条第1項に規定する条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める日とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日
  - (2) 会計年度任用職員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育休法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該会計年度任用職員等が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子の1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員等が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第17条の規定、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号)第16条第2項に規定する人事委員会規則の規定その他の規定による産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
  - (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
    - ア 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員等がする 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた 日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳到達日(当 該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
    - イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(会計年度任用職員等の子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合)

第2条の5 育休法第2条第1項に規定する条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期

間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (I) 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第4条に次の2号を加える。

- ⑤ 第2条の4第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の5の規定に該当すること。
- (6) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等が、当該育児 休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き 採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日 とする育児休業をしようとすること。

第6条の次に次の1条を加える。

(育休任期付職員の任期の更新)

第6条の2 任命権者は、育休任期付職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該育休任期付職員の同意を得なければならない。

第7条第1項中「職員には」の右に「、県職員給与条例、教育職員給与条例又は会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところにより」を加え、同条第2項中「している職員」の右に「会計年度任用職員を除く。)」を、「職員には」の右に「、県職員給与条例又は教育職員給与条例の定めるところにより」を加える。

第11条を次のように改める。

第21条に次の1項を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育休法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、育休任期付職員とする。

第13条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第16条第2号中「(育休法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。 以下同じ。)」を削る。

第21条中「育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 在職期間が1年以上である会計年度任用職員

イ 勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員

2 前項第2号アに規定する在職期間の算定に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条第1項中「承認」の右に「(以下「育児部分休業の承認」という。)」を加え、同条第2項中「育休法第19条第1項の規定による」を「育児部分休業の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1号会計年度任用職員(地公法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)に対する育児部分休業の承認については、1日につき、育児部分休業の承認を受けようとする日の正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間(以下この項において「上限時間」という。)を超えない範囲内で(当該第1号会計年度任用職員が育児時間又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、上限時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第23条第1項中「(育休法第2条第1項に規定する子をいう。)」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 会計年度任用職員
- ② 育児短時間勤務職員等

第23条第1項第3号中「(育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。)」を削り、同条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に、「給与を」を「給与額を」に改める。

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第15条 職員の退職管理に関する条例 (平成28年兵庫県条例第17号) の一部を次のように改正する。 第3条中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

附 目

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与等に関する条例第25条第1項及び第4項、第25条の2第2号から第4号まで、第26条第1項及び第2項第1号並びに第41条第6項及び第7項の改正規定、第3条中公立学校教育職員等の給与に関する条例第28条第1項及び第4項、第28条の2第2号から第4号まで、第29条第1項及び第2項第1号並びに第40条第6項及び第7項の改正規定、第5条の規定、第6条中職員の退職手当に関する条例第15条第1項第2号の改正規定、第7条中公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条第1項第2号の改正規定、第9条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条第1項及び第2項第2号から第4号まで、第14条第1項並びに第15条第2項第2号の改正規定、第12条中病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第1項及び第2項第2号から第4号まで、第20条第1項並びに第21条第2項第2号の改正規定並びに次項の規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。次項において「整備法」という。)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1 号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第25条第1項及び第4項、第25条の2第2号(同条例第26条第5項及び第41条第8項並びに特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例第3条第6項において準用する場合を含む。)、第26条第1項及び第2項第1号並びに第41条第7項
  - (2) 第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する条例第28条第1項及び第4項、第28条の2第2号(同条例第29条第5項及び第40条第8項において準用する場合を含む。)、第29条第1項及び第2項第1号並びに第40条第7項
  - (3) 第5条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例第3条第3項及び 第5項
  - (4) 第9条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条第1項及び第2項第2 号(同条例第14条第2項において準用する場合を含む。)並びに第14条第1項
  - (5) 第12条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第1項及び第2項第2号(同条例第20条第2項において準用する場合を含む。)並びに第20条第1項 (人事委員会規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。 第1条中「県職員」を「地方公務員」に改める。

第7条第1項及び第16条中「、第7条の3第1項及び第10条」を「及び第7条の3第1項」に改める。

^^^^^

公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第10号

公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 公文書の管理

第1節 文書の作成(第4条)

第2節 公文書の整理等(第5条-第11条)

第3章 法人文書等の管理(第12条-第16条)

第4章 公文書管理委員会等(第17条—第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動に関する公文書等が県民共有の財産であり、公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識に立って、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めること等により、その適正な管理を確保し、もって県行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、 県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、 公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公 営企業及び病院事業の管理者をいう。
- 2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、公立大学法人兵庫県立大学、兵庫県住宅供給公社、兵庫 県道路公社及び兵庫県土地開発公社をいう。
- 3 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び写真(文書、図画及び写真を撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (1) 歴史文書 (第8条又は第12条第4項の規定により一般の利用に供するための歴史資料として保存する措置が講じられた文書をいう。次項第1号において同じ。) その他の当該実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
  - ② 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 4 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した 文書であって、当該地方独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法 人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (1) 歴史文書その他の当該地方独立行政法人等が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
  - ② 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び法人文書をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を 除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

第1節 文書の作成

- 第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定 に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証することができるよう、処理に係 る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければなら ない。
  - (1) 条例又は実施機関の規則(規程を含む。第11条第1項及び第20条において同じ。)の制定又は改廃に関する事項
  - (2) 実施機関における会議又は協議による政策の決定に関する事項
  - ③ 行政処分、不服申立て、訴訟その他の個人又は法人の権利義務の得喪に関する事項
  - (4) 予算及び決算に関する事項

(5) 職員の人事に関する事項 第2節 公文書の整理等

(敷理)

- 第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類 し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、その保有する公文書について、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物(次項及び第5項において「公文書ファイル」という。)にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。
- 5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書(以下「公文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下この節において同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、一般の利用に供するための歴史資料として保存すべきものにあっては歴史資料としての保存の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、 その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適 切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

- 第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条に規定する非公開情報(第12条第2項において「非公開情報」という。)に該当するものを除く。)を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。
- 2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するととも に、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(保存期間が満了した公文書ファイル等に係る措置)

- 第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、一般の利用に供するための歴史資料としての保存の措置を講じ、又は廃棄しなければならない。 (管理状況の報告等)
- 第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事 に報告しなければならない。
- 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、 実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助 言を行うことができる。

(公文書管理指針)

- 第10条 知事は、各実施機関における公文書の管理がこの条例の規定に基づき適正に行われるよう、次に掲げる事項を記載した公文書の管理に関する指針(以下「公文書管理指針」という。)を定めなければならない。
  - (1) 第4条の規定による文書の作成に関する事項
  - (2) 第5条の規定による公文書の整理に関する事項
  - ③ 第6条の規定による公文書ファイル等の保存に関する事項
  - (4) 第7条の規定による公文書ファイル管理簿の記載に関する事項
  - ⑤ 第8条の規定による保存期間が満了した公文書ファイル等に係る措置に関する事項
  - (6) 前条第1項の規定による公文書の管理状況の報告に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の適正な管理のために必要な事項

- 2 知事は、公文書管理指針を定めようとするときは、あらかじめ、第17条第1項に規定する公文書管理委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、公文書管理指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したと きも、同様とする。

(公文書管理規則)

- 第11条 実施機関は、当該実施機関における公文書の管理がこの条例の規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書管理指針を参酌し、当該実施機関の規則で当該実施機関に係る前条第1項各号に掲げる事項を記載した公文書の管理に関する定め(次項において「公文書管理規則」という。)を設けなければならない。
- 2 実施機関は、公文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 法人文書等の管理

(法人文書の管理に関する原則)

- 第12条 地方独立行政法人等は、第4条から第6条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。
- 2 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に 資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法 人文書をいう。以下同じ。)の管理を適切に行うため、第7条第1項の規定に準じて、法人文書ファイル等の 分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要 な事項(非公開情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載し なければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りで ない。
- 3 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、第7条第2項の規定に準じて、当該地方独立 行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 4 地方独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、一般の利用に供するための歴史資料としての保存の措置を講じ、又は廃棄しなればならない。

(管理状況の報告等)

- 第13条 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、 毎年度、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。 (法人文書管理規則)
- 第14条 地方独立行政法人等は、当該地方独立行政法人等における法人文書の管理が前2条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第11条第1項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め(次項において「法人文書管理規則」という。)を設けなければならない。
- 2 地方独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 これを変更したときも、同様とする。

(指定管理者における文書の管理)

- 第15条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨及び当該指定管理者の業務内容に鑑み、当該指定管理者が保有する文書 (当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の適正な管理に関して必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、同項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 (出資法人等における文書の管理)
- 第16条 県が資本金の出資その他財政支出等をしている法人(地方独立行政法人等を除く。)であって実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨並びに当該出資法人等の性格及び業務内容に鑑み、当該出資法人等が保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。 第4章 公文書管理委員会等

(公文書管理委員会)

- 第17条 公文書の適正な管理に関する事項を調査審議するため、公文書管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、知事の諮問に応じ第10条第2項の規定による公文書管理指針の策定及び変更に係る意見に関する事項を、実施機関の諮問に応じ公文書の適正な管理に関する事項を調査審議する。
- 3 委員会は、公文書の適正な管理に関して必要と認める事項について、実施機関に建議することができる。
- 4 委員会の委員は、公文書の管理について知識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。 (研修)
- 第18条 実施機関及び地方独立行政法人等は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(適用除外)

第19条 刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。 (補則)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関の規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条並びに附則第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(公文書の管理に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有する公文書ファイル等に係る第7条第1項の規定による必要な事項の公文書ファイル管理簿への記載並びに同条第2項の規定による公文書ファイル管理簿の供覧及び公表については、実施機関は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならない。
- 3 第10条第1項の規定による公文書管理指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前に おいても、同条の規定の例により行うことができる。
- 4 前項の規定により策定された公文書管理指針は、施行日において、第10条第1項の規定により策定された公文書管理指針とみなす。

(法人文書の管理に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に地方独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等に係る第12条第2項の規定による必要な事項の法人文書ファイル管理簿への記載並びに同条第3項の規定による法人文書ファイル管理簿の供覧及び公表については、地方独立行政法人等は、施行日から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならない。

(附属機関設置条例の一部改正)

6 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。 第1条第1項の表科学技術会議の項の次に次のように加える。

公文書管理委員会	公文書等の管理に関する条例(令和元年兵庫県条例
	第10号)による公文書の適正な管理に関する事項の
	調査審議及び公文書の適正な管理に関して必要と認
	める事項についての建議に関する事務

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中第44号の4を第44号の5とし、第44号の3の次に次の1号を加える。

(44)の4 公文書管理委員会

別表第1科学技術会議の項の次に次のように加える。

公文書管理委員会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2科学技術会議の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

公文書管理委員会の委員

職員旅費条例中8級の職務にある者相当額

(個人情報の保護に関する条例の一部改正)

8 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次及び第1条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第2条第4号中「、公営企業」を「並びに公営企業」に改め、「並びに公立大学法人兵庫県立大学(以下「兵庫県立大学」という。)」を削り、同条第7号中「(兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。)」を削り、同号ア中「実施機関」を「歴史文書(公文書等の管理に関する条例(令和元年兵庫県条例第10号)第2条第3項第1号に規定する歴史文書をいう。次号ア及び第10条第3項ただし書において同じ。)その他の当該実施機関」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 実施機関等 実施機関及び公立大学法人兵庫県立大学(以下「兵庫県立大学」という。)をいう。 第2条に次の1号を加える。
- (9) 法人文書 兵庫県立大学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、兵庫県立大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして、兵庫県立大学が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 歴史文書その他の兵庫県立大学が一般の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

第3条(見出しを含む。)、第2章の章名及び第6条から第9条までの規定中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第10条第1項及び第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第3項中「実施機関」を「実施機関等」に、「歴史的文化的資料」を「歴史文書」に改める。

第11条中「実施機関の職員」を「実施機関等の職員(兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。)」に改める。 第12条及び第13条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第14条第1項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、「個人情報(」の右に「実施機関が保有する個人情報にあっては」を、「個人情報に」の右に「限り、兵庫県立大学が保有する個人情報にあっては法人文書に記録されている個人情報に」を加える。

第15条第1項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同項第2号中「公文書」の右に「又は法人文書」を加え、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、「告示その他の」を削り、同条第3項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第16条から第41条まで、第42条第1項、第43条、第49条第1項、第53条第4項、第54条及び第55条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第56条中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第1号中「公文書」の右に「又は法人文書」を加える。

第63条中「県の実施機関」を「実施機関」に改める。

第66条、第67条及び第69条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

(情報公開条例の一部改正)

9 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 公文書の公開(第4条―第16条)」

を

「第2章 公文書の公開(第4条―第16条)

第2章の2 法人文書の公開 (第16条の2・第16条の3)」

に、「第16条の2 — 第19条」を「第16条の4 — 第19条の3」に、「第39条」を「第37条」に改める。

前文中「県が」を「県及び地方独立行政法人等が」に、「公文書」を「公文書等」に、「県の」を「県及び地方独立行政法人等の」に改める。

第1条第1項中「、公営企業」を「並びに公営企業」に改め、「並びに公立大学法人兵庫県立大学(以下「兵庫県立大学」という。)」を削り、同条第2項中「(兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。)」を削り、同項第1号中「実施機関」を「歴史文書(公文書等の管理に関する条例(令和元年兵庫県条例第10号)第2条第3項第1号に規定する歴史文書をいう。次項第1号において同じ。)その他の当該実施機関」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、公立大学法人兵庫県立大学、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社及び兵庫県土地開発公社をいう。
- 3 この条例において「実施機関等」とは、実施機関及び地方独立行政法人等をいう。 第1条に次の2項を加える。
- 5 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該地方独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 歴史文書その他の当該地方独立行政法人等が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- ② 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 6 この条例において「公文書等」とは、公文書及び法人文書をいう。

第2条の見出し中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第1項中「実施機関」を「実施機関等」に、「公文書」を「公文書等」に改め、同条第2項及び第3項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第3条中「公文書」を「公文書等」に改める。

第5条第1項中「請求(以下」の右に「この章及び第3章第1節において」を加える。

第14条第1項中「告示その他の」を削る。

第16条の2を削る。

第16条の3中「公開決定等」の右に「(第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。次条第1項において同じ。)」を加え、同条を第16条の4とする。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 法人文書の公開

(公開請求権)

第16条の2 何人も、地方独立行政法人等に対し、法人文書の公開を請求することができる。 (準用)

第16条の3 前章(第4条及び第13条を除く。)の規定は、前条の規定による地方独立行政法人等に対する法人文書の公開の請求について準用する。この場合において、同章(第4条、第6条第6号、第13条及び第14条第1項を除く。)の規定中「規則」とあるのは「規程」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	実施機関の規則(実施機関が警察 本部長である場合にあっては、公 安委員会規則)	地方独立行政法人等の規程
第14条第1項	規則(規程を含む。以下同じ。)	規程

第3章第1節中第19条の次に次の2条を加える。

(地方独立行政法人等に対する審査請求)

第19条の2 第16条の3において準用する第11条第1項に規定する公開決定等(第16条の3において準用する第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。)又は第16条の2の規定による公開の請求に係る不作為について不服がある者は、地方独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

(準用)

第19条の3 第16条の4から第19条までの規定は、前条の規定による地方独立行政法人等に対する審査請求

について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条の4	(第11条第3項又は第12条第3項 の規定により非公開決定があった ものとみなされる場合を含む。次条 第1項において同じ。)	(第16条の3において準用する第 11条第1項に規定する公開決定等 をいう。以下同じ。)(第16条の3 において準用する第11条第3項又 は第12条第3項の規定により非公 開決定があったものとみなされる 場合を含む。次条第1項において 同じ。)
	公開請求	第16条の2の規定による公開の請求(次条第1項において「公開請求」という。)
第19条第2項第1号	公開決定	第16条の3において準用する第10 条第1項に規定する公開決定

第20条第1項中「諮問庁」の右に「及び前条において準用する第17条第1項の規定により諮問をした地方独立行政法人等(以下「諮問庁等」という。)を加え、「公文書」を「公文書等」に改め、同条第2項中「諮問庁」を「諮問庁等」に、「公文書」を「公文書等」に改め、同条第3項及び第4項中「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「諮問庁」を「認同庁」を「認同庁」を「認用庁」を「認用庁」を「認問庁」を「認用庁」

第23条中「公文書」を「公文書等」に改める。

第24条第1項中「規則」の右に「又は地方独立行政法人等の規程」を加える。

第28条中「第2章」の右に「及び第2章の2」を加え、「公文書」を「公文書等」に改める。

第29条及び第30条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第31条第1項中「兵庫県立大学」を「地方独立行政法人等」に改め、「県の」を削り、同条第2項中「県の」を削る。

第31条の2を削り、第4章中第31条を第31条の2とし、第30条の次に次の1条を加える。 (指定管理者の情報公開)

第31条 地方自治法第244条の2第3項の規定により県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、この 条例の趣旨及び当該指定管理者の業務内容に鑑み、当該指定管理者の保有する情報(当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、同項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 第32条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第33条及び第34条を削る。

第35条中「規則」の右に「又は地方独立行政法人等の規程」を加え、同条第1号中「公開請求」を「第4条又は第16条の2の規定による公開の請求」に、「公文書」を「公文書等」に改め、同条を第33条とする。

第36条中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条を第34条とする。

第37条を第35条とする。

第38条中「規則」の右に「又は独立行政法人等の規程」を加え、同条を第36条とする。 第39条を第37条とする。

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第11号

#### 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。 本則(第9条第1項から第3項までを除く。)及び附則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

^^^^^^^^^^

第9条第1項中「代わつて」を「代わって」に改め、同条第2項中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第3項第2号及び第3号中「なつた」を「なった」に改める。

別表第1中拗音に用いられている「や」を「ゃ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。 別表第2及び別表第3中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第37号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

^^^^^

卸売市場条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県条例第12号

#### 卸売市場条例を廃止する等の条例

(卸売市場条例の廃止)

第1条 卸売市場条例(昭和47年兵庫県条例第18号)は、廃止する。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の51の2の部を同表51の3の部とし、同表51の部の次に次のように加える。

51の2 卸売市場法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
地方卸売市場認定 申請手数料	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請に対する審査	18,000円

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第3条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例(平成16年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9を次のように改める。

9 削除

別表第2の15を次のように改める。

15 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和元年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの間における第2条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の51の2の部の規定の適用については、同部中「卸売市場法」とあるのは、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正後の卸売市場法」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第13号

# 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。 目次中

「第6章 地球環境の保全等」

を

「第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等(第140条の2一第140条の4)

第2節 瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理(第140条の5)

第7章 地球環境の保全等

に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第100条第1項中「をいう」の右に「。第6章において同じ」を加える。

第8章を第9章とし、第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等

(豊かで美しい瀬戸内海の再生)

第140条の2 豊かで美しい瀬戸内海の再生は、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、瀬戸内海を、その有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された海である里海とすることを旨として行われなければならない。

(豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施)

第140条の3 県は、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、前条に規定する基本的な理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者及び県民の責務)

- 第140条の4 工場等を設置して事業を行う者、農林漁業者その他の事業者は、基本理念についての理解を深め、 その事業活動が豊かで美しい瀬戸内海の再生に寄与し得ることを認識し、その事業活動を通じて豊かで美し い瀬戸内海の再生に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、自らの生活、地域活動等を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

第2節 瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理

- 第140条の5 知事は、第140条の3の施策の実施に当たり、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。
- 2 知事は、関係機関と連携し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の実態の調査、生物に与える影響に関する 研究その他の瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究を行い、これにより得ら れた知見を第140条の3の施策に反映するものとする。

^^^^

附即

この条例は、公布の目から施行する。

警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県条例第14号

#### 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。 別表7の部(1)の款中

Г		
	1,550円	
	1,900円	
	1,000  1	
を		J
Γ		-
	1,550円	
	1,900円(道路交通法施行令(昭和35年政令第	
	270号。以下この部において「政令」という。)	
	第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない	
	理由のため運転免許証の更新を受けることが	
	できなかった場合にあっては、800円)	
1-		1
に		
	1,750円	
	1,900円	
		J
を		
<b>'</b>	1.750	
	1,750円	
	1,900円(政令第33条の6の2第6号に掲げる	
	やむを得ない理由のため運転免許証の更新を 受けることができなかった場合にあっては、	
	支けることができながろに場合にあっては、  800円)	
		]
に	,	
Г		
	1,900円	
	1,500円	
	1,700円	
	1,900円	
	1, 300  1	
を		

1,900円(政令第33条の6の2第6号に掲げる やむを得ない理由のため運転免許証の更新を 受けることができなかった場合にあっては、 800円)

1,500円

1,700円

1,900円(政令第33条の6の2第6号に掲げる やむを得ない理由のため運転免許証の更新を 受けることができなかった場合にあっては、 800円)

に改め、同部(3)の款中

第1種運転免許又は第2種運転免 許に係る運転免許証の交付を受け ようとする場合

2,050円 (法第92条第1項後段の規定によ り、一の種類の免許に係る免許証に他の種 類の免許に係る事項を記載してその種類 の免許に係る免許証の交付に代える場合 にあっては、2,050円に、当該他の種類の 免許に係る事項を記載するごとに200円を 加えた額)

を

第1種運転免許 又は第2種運転 免許に係る運転 免許証の交付を 受けようとする 場合

政令第33条の6 の2第6号に掲 げるやむを得な い理由のため運 転免許証の更新 を受けることが できなかった場 合において、法 第97条の2第1 項第3号に該当 して同項の規定 の適用を受けた とき。

1,700円(法第92条第1項後段の規定に より、一の種類の免許に係る免許証に他 の種類の免許に係る事項を記載してその 種類の免許に係る免許証の交付に代える 場合にあっては、1,700円に、当該他の 種類の免許に係る事項を記載するごとに 200円を加えた額)

その他の場合

2,050円(法第92条第1項後段の規定に より、一の種類の免許に係る免許証に他 の種類の免許に係る事項を記載してその 種類の免許に係る免許証の交付に代える 場合にあっては、2,050円に、当該他の 種類の免許に係る事項を記載するごとに 200円を加えた額)

に改め、同部(4)の款中「3,500円」を「2,250円」に改め、同部(12)の款中「道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この部において「政令」という。)」を「政令」に改め、同部(14)の款中「第104条の4第5項」の右に「(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。

兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県条例第15号

#### 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

兵庫県水道用水供給条例(昭和54年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号中「3,400円」を「3,200円」に、「16,100円」を「14,800円」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。